確 認 書

令和　　年　　月　　日

愛媛県知事　中村　時広　様

住　　　　所

事業主体名

代表者職氏名

　令和５年度新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助（負担）金交付申請書及び請求書（様式第１号）の提出にあたり、以下について確認しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ☑ | № | 項目 | 備考 |
| □ | １ | ＜院内感染の発生＞（令和５年５月７日以前）　管轄保健所からクラスター認定を受けている。（令和５年５月８日以降）　１事例につき10名以上の院内感染が発生しており、管轄保健所へその旨を報告している。 | 院内感染の考え方については、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、５月７日以前と５月８日以降で、捉え方が異なります。 |
| □ | ２ | ＜G-MISへの入力＞医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入院受入状況等を確実に入力している。 | 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴い、コロナ患者の入院医療については幅広い医療機関による通常の体制に移行することから、５月８日以降の補助の前提として、G-MISへの確実な入力及びコロナ患者の受入実績が必要です。 |
| □ | ３ | ＜受入実績＞※５月８日以降の院内感染のみ　本補助（負担）金の請求に係る院内感染発生より前に、コロナ患者の受入実績がある。 |
| □ | ４ | ＜看護体制＞専らコロナ患者の対応を行う看護体制（専任）を明確にし、同一日に同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していない。 | 看護体制や施設体制など、重点医療機関（コロナ専用病棟）としての要件を実質的に満たさない場合、病床確保料の対象となりません。 |
| □ | ５ | ＜施設体制＞「陽性患者又は疑い患者」と「一般患者」がゾーニングできており、院内感染によるコロナ患者が入院しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能である。 |
| □ | ６ | ＜病床区分＞病床区分（一般病床／療養病床）に誤りはない。※その他の病床（精神病床等）を受入病床とした場合は、届出上の病床種別をご記入ください。 | 一般病床と療養病床とでは、病床確保料の単価が異なります。 |
| □ | ７ | ＜診療報酬との重複＞診療報酬が発生した日について、当該診療報酬が発生した病床を病床確保料の対象としていない。 | 入退院日等に診療報酬（＝入院基本料）が発生していれば、その病床は病床確保料の対象となりません。 |
| □ | ８ | ＜他の補助金との重複＞他の事業による補助を受けている経費について、本補助（負担）金の対象経費としていない。 | 同一の経費に対して、複数の補助金を受けることはできません。【補助金が重複する可能性がある例】・指定受入医療機関として、通常の病床確保料及び消毒経費を申請・感染症病床で、本補助（負担）金及び医療施設運営費等補助金（感染症指定医療機関運営事業）の両方を申請 |
| □ | ９ | ＜多床室の運用＞多床室でコロナ患者と一般患者を混在させた日について、当該多床室を病床確保料の対象としていない。 | コロナ患者と一般患者が混在する多床室については、専任の看護体制が明確でないため、補助要件を満たしません。 |
| □ | 10 | ＜外部受入の中止＞院内感染が発生している期間、外部からの一般患者の入院受入を停止している。※ゾーニングを行った上で外部からの一般患者を受け入れる場合、以降の当該病床は病床確保料の対象外としてください。 | 当該医療機関の病棟全体でコロナ患者の治療を行わず、重点医療機関（コロナ専用病棟）としての要件を実質的に満たさない場合、病床確保料の対象となりません。 |
| □ | 11 | ＜四国厚生支局への届出病床数を超えた病床＞四国厚生支局への届出病床数を超えて病床確保料の対象としている病床はない。 | 届出病床数を超えた病床は、病床確保料の対象となりません。 |
| □ | 12 | ＜廃止・休止病床の取扱い＞院内感染発生前から廃止又は休止していた病床を「休止病床」としていない。 | 元々廃止又は休止していた病床を「休止病床」として病床確保料の対象とすることはできません。（「即応病床」であれば補助対象） |
| □ | 13 | ＜消毒費用＞※申請する医療機関のみ消毒費用を申請する場合、令和５年９月30日までに作業が完了したものに係る費用を対象経費としている。 | 本補助（負担）金の対象は、令和５年４月１日から同年９月30日までに行われた事業です。 |